不正防止計画

2024年8月1日策定

株式会社 IT 工房 Z は、不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

1 方針

- (1) 不正防止計画の推進を担当する者(以下「防止計画推進担当」)は、代表社員とする。
- (2) 防止計画推進担当は、統括管理責任者とともに、会社全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。)を策定・実施し、実施状況を確認する。
- (3) 防止計画推進担当は、外部専門家との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。
- (4) 防止計画推進担当は、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、会社全体の状況を体系的に整理し評価する。
- (5) 不正防止計画の策定にあたっては、上記(4)で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- (6) 社員は、不正根絶のために、防止計画推進担当と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

2 不正防止計画

上記1-(4)に基づく検討の結果、2024年度は、農林水産技術会議ホームページに掲載されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の「自己点検シート」に対応するため、2024年度の不正防止計画を(別紙)のとおり策定・実施する。

以 上 (別紙)

2024年度の不正防止計画

不正発生要因	具体的対応	担当	対応規則等
第1節 機関内の責任体系明確化 (1)競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 (2)監事に求められる役割	(1)最高管理責任者、統括管理責任 者、コンプライアンス推進責任者を定 め、HPに掲載する。 (2)外部専門家や第三者機関を招請	最高管理 責任者	(1)公的研究費の管理体制
の明確化	し、対応する(幹事設置まで)。		(2)公的研究費 に係る内部監査計 画
第2節 適正な運営・管理の 基礎となる環境の整備 (1) コンプライアンス教 育・啓発活動の実施(関係者 の意識の向上と浸透) (2) ルールの明確化・統 一化 (3) 職務権限の明確化 (4) 告発等の取扱い、調 査及び懲戒に関する規程の整 備及び運用の透明化	 (1)コンプライアンス教育の実施内容を定め、誓約書提出を定める。 (2)明確なルールを定める。 (3)明確な職務権限を定める。 (4)規定を定め、不正告発窓口を HPに掲載する。 		(1)(2) コカラン コカラ (2) コカラ (2) コカラ (2) コカラ (2) コカラ (3) 三年 (3) 三年 (3) 三年 (4) コティ
第3節不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施(1)不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置)(2)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	(1) (2) 防止計画推進担当者を定めて、不正防止計画を策定する。		体制 (1)(2)不正 防止計画及び別紙

第4節 研究費の適正な運営・管理活動	研究費の適正な運営・管理活動のための規定を定める。	公的研究費の適正 な運営・管理活動 に係る対応
第5節情報発信・共有化の 推進	当社 HP にて外部に公表する。	当社 HP 及び公的 研究費の管理体制
第6節 モニタリングの在り 方	内部監査及びモニタリングの規定を定め る。	公的研究費の適正 な運営・管理活動 に係る対応

*不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換の状況

日時	参加者	意見交換した内容